

◆令和8年3月1日から令和8年3月31日までの間に
県消費生活センターにおいて相談を受けたもの
(注)架空請求とは関係のない企業の名称が使用されているものもあります。

使用されている事業者名	使用されている住所又は電話番号	請求の名目	請求手段
三井住友カード		身に覚えのない カードの請求	メール